

# りゅうぎん自動送金サービス規定

## りゅうぎん自動送金サービス規定

### 1. (送金指定項目の届出)

自動送金サービスのお取扱いにあたっては、あらかじめお受取人様、期間、送金月、送金日、送金額等をご指定のうえ当行へお届けください。当行は、指定された日に指定金額を口座振替の方法によりご依頼人様の預金口座から引落しのうえお受取人様預金口座へ送金いたします。この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

### 2. (手数料)

このお取扱いにあたっては、送金の都度当行所定の振込手数料および取扱手数料をいただきます。

### 3. (送金日)

送金日が銀行休業日の場合は、指定の営業日に送金致します。また、指定送金月に該当する送金日がない場合は、その月の末日に送金いたします。なお、当該末日が銀行休業日の場合は、指定の営業日に送金いたします。

### 4. (送金額)

送金額は、原則として毎月一定金額といたします。ただし、ボーナス月など年2回一定額を加算することが出来ます。この場合、指定月、指定金額は毎年一定といたします。

### 5. (当座小切手の振出しまたは預金通帳・払戻請求書の提出の省略)

指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しまたは普通預金通帳・払戻請求書の提出は必要とせず、当行所定の方法により手続きいたします。なお、前記2.の手数料についても同様の方法により手続きいたします。

### 6. (指定預金口座の残高不足時の処理)

指定預金口座の残高が送金日（午前9時～午後3時）において送金額および手数料金額の合計額に満たない場合は、特に通知せずその月の送金は取止めいたします。

### 7. (送金の取止め・変更など)

送金を取止める場合、または送金内容を変更する場合は送金日の前営業日までに当行所定の手続きをお取りください。

## 8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この取引は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの取引をお断りするものとします。

- ① 契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団準構成員
  - D. 暴力団関係企業
  - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為

## 9. (取引の制限等)

- (1) 当行は、依頼人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。依頼人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引を拒絶し、または取り消す場合があります。
- (2) 1年以上の期間にわたり各利用サービスによる取引が発生しないときは、本規定にもとづく取引を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している依頼人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出てください。在留資格または在留期間に変更や更新があった場合も同様とします。届出のあった在留期間が満了する日までに在留期間更新の届出がない場合は、本規定にもとづく取引を拒絶し、または取り消す場合があります。
- (4) 当行は、第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する依頼人の回答、その他の手段により当行が把握した依頼人の情報、具体的な取引の内容、依頼人の説明内容およびその他の事情を考慮して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経

済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると当行が認めた場合には、本規定にもとづく取引その他当行と依頼人の間で行われる取引（次に掲げる取引が含まれますが、これに限りません）を拒絶し、または取り消す場合があります。

- ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での取引
  - ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
  - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、依頼人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

#### 10. (解約)

- (1) この契約は、送金期間の満了をもって自動的に解約いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (3) この契約は、当行が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

#### 11. (変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、当行は当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- (3) 当行ウェブサイトがこの規定が掲載されている場合、当行ウェブサイトに掲載された規定が最新の規定であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

以上